

保第201号  
令和2年6月17日

各社会福祉法人理事長 殿

徳島県保健福祉部保健福祉政策課長  
( 公 印 省 略 )

社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）

日頃は、本県の地域福祉行政の推進に御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

社会福祉施設等においては、災害や新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成しておくことが有効です。

つきましては、社会福祉施設等におけるBCP様式（別紙1）及び社会福祉施設等におけるBCP様式解説集（別紙2）、厚生労働省のHP（社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインや業務継続計画の作成例）を参考にしていただき、BCPを作成していただきますようお願いいたします。

既にBCPを作成している社会福祉施設等につきましては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時等に対応したBCPに改訂いただきますようお願いいたします。

【参考】

○ 社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業

[https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2019\\_welfare\\_bcp\\_1.pdf](https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2019_welfare_bcp_1.pdf)

○ 社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

担当 保健福祉政策課  
地域共生・援護担当 鉄野  
電 話 (088) 621-2938  
ファクシミリ (088) 621-2839